

防災業務計画

令和2年4月1日

一般社団法人 全国中小建設業協会

目 次

第1章	総 則	1
第1条	目的	1
第2条	基本方針	1
第2章	大規模災害発生時における組織体制	2
第3条	災害対策緊急本部の設置	2
第4条	災害対策緊急本部の運営	2
第5条	災害対策緊急本部の組織	3
第6条	災害対策緊急本部事務局の業務	3
第7条	災害対策緊急本部の設置場所	3
第8条	事務局職員の緊急招集	3
第3章	災害予防対策	3
第9条	防災教育	3
第10条	防災訓練	4
第11条	災害協定	4
第12条	連絡体制の整備	4
第13条	備蓄	4
第14条	広報活動	4
第4章	災害応急対策	4
第15条	基本方針	4
第16条	災害情報の収集と連絡	5
第17条	会員団体情報の収集と連絡	5
第18条	広報活動	5
第5章	災害復旧対策	6
第19条	基本方針	6
第6章	東海地震における地震防災強化計画	6
第20条	地震防災強化計画	6
第21条	大規模災害発生時の対応	6
第22条	地震防災応急対策	6
第23条	防災教育	7
第24条	防災訓練	7
第25条	災害協定	7
第26条	連絡体制の整備	7
第27条	備蓄	7
第28条	広報活動	7
第7章	南海トラフ地震防災対策推進計画	7
第29条	南海トラフ地震防災対策推進計画	7

第 3 0 条	大規模災害発生時の対応	7
第 3 1 条	時間差発生等への対応	8
第 3 2 条	津波からの避難対策	8
第 3 3 条	津波に関する情報伝達	8
第 3 4 条	従業員等の避難誘導	8
第 3 5 条	防災教育	8
第 3 6 条	防災訓からの避難	8
第 3 7 条	災害協定	8
第 3 8 条	連絡体制の整備	8
第 3 9 条	備蓄	9
第 4 0 条	広報活動	9
第 8 章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	9
第 4 1 条	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	9
第 4 2 条	大規模災害発生時の対応	9
第 4 3 条	防災教育	9
第 4 4 条	防災訓練	9
第 4 5 条	災害協定	9
第 4 6 条	連絡体制の整備	9
第 4 7 条	備蓄	9
第 4 8 条	広報活動	10
附 則		10

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この防災業務計画（以下「本計画」という。）は、大地震等の大規模な自然災害等が発生した場合に、「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）第 39 条第 1 項、「大規模地震対策特別措置法」（昭和 53 年法律第 73 号）第 6 条第 1 項、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条第 1 項及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成 16 年法律第 27 号）第 6 条第 1 項等関連法令の規定に基づき、一般社団法人 全国中小建設業協会（以下「本協会」という。）が会員団体・傘下企業の理解と協力のもと、防災に関してとるべき措置を定め、大規模災害等が発生した際の災害対応活動を円滑かつ適切に実施することを目的として定める。

(基本方針)

第 2 条 本協会は、建設産業の使命であり社会的要請でもある国民生活の安全・安心を確保するため、大地震等の大規模な自然災害発生時に、被災地域

の住民の救護と安全確保、被災構造物・施設の応急復旧、必要資機材の調達・運搬等の災害対応活動を組織的に迅速に行う。

また、日頃から関係機関と連携・協力・情報を交換し、関係官庁や公共施設管理者と災害発生時の災害協定締結や訓練の実施、地震防災上必要な自主的な基準やマニュアル類を整備し会員団体を通じて会員団体傘下企業へ周知・広報や災害対策用資機材及び非常品の備蓄等を行い、災害対応活動が円滑かつ適切に実施されるよう万全を期すことを基本方針とする。

第2章 大規模災害発生時における組織体制

(災害対策緊急本部の設置)

第3条 本協会は、次の各号に定める大規模災害が発生した場合は、本協会及び被災地域を管轄する会員団体に災害対策緊急本部を設置する。

- 一 全国の一地域において震度6強以上の地震が発生した場合
- 二 地震以外の災害で大被害が発生し、関係行政機関等からの要請があった場合
- 三 その他、特段の事情がある場合は会長の判断に委ねる。

(災害対策緊急本部の運営)

第4条 本協会は、関係行政機関等からの要請事項に対して、会員団体と連携を図り速やかに対応する。

会員団体傘下企業が円滑かつ適切に災害対応活動を実施できるよう、必要に応じて関係行政機関に対し、意見や要望事項を伝える。

- 2 事務局長は会員団体を招集し、災害対策に対応できる体制を整備する。
なお、招集された者は災害対応活動に関する業務を優先する。
- 3 被災地域の会員団体及び傘下企業からの情報を収集し、必要に応じて関係行政機関等へ伝達する。
 - 一 会員団体及び傘下企業の被災状況と人員被災状況
 - 二 関係行政機関等からの会員団体への出動要請状況
 - 三 会員団体及び傘下企業の応急復旧活動等状況（人員の派遣状況、資機材等の手配状況等）
 - 四 公共施設被災状況の把握（電気・ガス・水道・通信・交通・道路・鉄道・橋梁・港湾等）
 - 五 一般国民の被災状況（家屋・人身等）
 - 六 その他
- 4 応急復旧活動等に必要となる人員及び資機材等について、被災地域の会員団体と連絡をとり、その把握に努める。

また、当該被災地域の会員団体及び傘下企業が被災により、円滑かつ迅速に対応できない場合は、被災地域以外の会員団体へ協力を要請する。

(災害対策緊急本部の組織)

第5条 本協会における災害対策緊急本部の組織は、次のとおりとする。

- 一 本部長 会長
- 二 副本部長 副会長
- 三 事務局長 専務理事
- 四 事務局 職員

- 2 会員団体における災害対策緊急本部については前項に準ずる。
- 3 本部長は、統括し指揮監督する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

(災害対策緊急本部事務局の業務)

第6条 事務局は、関係行政機関等からの要請事項に対して、会員団体と連携を密にとり速やかに対応する。

担当業務は以下のとおり。

- ◇ 総務担当 窓口業務、災害対策緊急本部の運営業務
 - ◇ 広報担当 関係行政機関からのへの連絡業務、関係行政機関等からの要請に対応する業務、会員団体や傘下企業に災害応急対応の連絡・作業を指示する業務
 - ◇ 応急担当 会員団体や傘下の企業との情報収集・集約・連絡業務
- 広報担当と応急担当は緊密に情報交換し、特に会員団体との情報収集・集約・連絡業務や災害応急対応の連絡など連携して対応するものとする。

(災害対策緊急本部の設置場所)

第7条 災害対策緊急本部は、本協会事務所内に設置する。なお、本協会が被災し本部が設置できない場合は、近隣の会員団体事務所内に設置する。

(事務局職員の緊急招集)

第8条 災害対策緊急本部を設置する場合は、休日等にあっても必要に応じて職員を緊急招集することができる。

第3章 災害予防対策

(防災教育)

第9条 本協会は、大規模な自然災害発生時において適切な防災業務が遂行

できるよう、会員団体を通じ傘下企業に対して防災に関する情報提供等を通じて周知するとともに、専門的知識や関連法令等の教育を実施する。

(防災訓練)

第10条 本協会は、関係行政機関と連携・協力して、防災訓練等への参加や情報伝達訓練等の防災訓練を定期的を実施する。

(災害協定)

第11条 本協会は、関係行政機関と災害協定を締結しているが、大規模災害発生時の体制や活動範囲など災害協定内容の見直しを行うとともに、広範囲にわたる災害に対応するため複数機関や複数会員団体間での包括協定の締結を目指す。

(連絡体制の整備)

第12条 本協会は、関係行政機関及び会員団体の担当者の連絡先を記載した連絡表を作成し連絡体制を整備する。なお、担当者等が変更になった場合は速やかに修正し、最新のものを持する。

(備蓄)

第13条 本協会は、大規模災害発生に備え、本協会・会員団体の災害対策緊急本部の運営に必要な食料品などの日用必需品等を備蓄する。

また、会員団体は傘下企業と連携し、大規模災害発生時に調達・運搬を要請されると想定される災害対策用資機材及び食料品等について、あらかじめ分担を別に定めて備蓄するとともに、関係行政機関等からの要請があった場合は、傘下企業と連携し、資機材の必要数量等を調達・運搬する。

(広報活動)

第14条 本協会は、日頃からホームページ等を活用するなどして、災害時における地域建設業の役割について、一般国民に対し活動の理解が深まるよう広報に努める。

第4章 災害応急対策

(基本方針)

第15条 大地震等の大規模な自然災害が発生した場合、関係各省庁や災害協定を締結している地方自治体等からの発動要請に対応できる組織として、当協会及び被災地域を管轄する会員団体に災害対策緊急本部を設置する。

緊急参集者として予め指名された者は特段の事情が無い限り災害対策緊急本部に参集し、役職員の安否確認、緊急参集者の参集可否確認等を行い、活動を開始できる体制を構築する。

なお、災害対策緊急本部が設置されたときは、参集した者は災害応急活動に関する業務を優先する。

(災害情報の収集と連絡)

第16条 災害対策緊急本部が主体となって関係行政機関や地方公共団体等から発出された指示および各種情報の受付、報道機関を通じて報道される災害情報や警戒宣言等の情報、会員団体や傘下企業からの情報を集約し適宜提供する。

必要とされる主な情報は以下のとおり。

- ◇ 気象・海象情報
- ◇ 地震・津波情報
- ◇ 火災情報
- ◇ 一般公衆の被災情報（家屋・人身等）
- ◇ 公共施設被災情報
（電気・水道・ガス・通信・交通・放送・道路・鉄道・橋梁・港湾等）
- ◇ 交通情報
- ◇ 本協会・会員団体被災情報と人員被災情報
- ◇ その他

(会員団体情報の収集と連絡)

第17条 災害対策緊急本部が設置された時は、速やかに役職員の安否確認を行う。安否確認は事前に登録されたアドレスへ安否確認メールを一斉配信する。役職員は安否確認メールの受信を確認次第、速やかに必要事項を返信し、参集対象者は事務局へ集合する。

2 災害対策緊急本部が設置された時は、速やかにその旨を各会員団体に通知する。併せて、現地の状況について被災地を管轄する会員団体からヒアリングし、以後の連絡体制について打ち合わせる。また、会員団体から支援要請があった場合は、災害対策緊急本部が応援者の派遣等の対応を検討する。

3 本協会は、緊急災害対応活動を行うにあたって、傘下企業の対策要員・資機材の状況などをあらかじめ取りまとめた情報を関係行政機関へ提供できる仕組みを構築するなど、広域での支援体制を確立する。

(広報活動)

第18条 災害対策緊急本部に關係行政機関と連絡調整を行う広報担当を置き、災害対策緊急本部を設置した旨を關係各省庁へ遅延なく通知し、以後の

連絡体制について連絡を取り合う。災害対策緊急本部が会員団体や傘下企業に対応を依頼する場合は、広報担当が応急担当と連携して対応する。

広報担当の業務は以下のとおり。

- ◇ テレビ、ラジオ、インターネットその他のツールにより情報の収集と集約
- ◇ 会員団体及び傘下企業の活動状況把握と集約
- ◇ マスコミ等報道機関の取材や問い合わせ受けなどの適切な対応
- ◇ ホームページ等を活用して活動状況の情報発信

第5章 災害復旧対策

(基本方針)

第19条 本協会は、指定公共機関としての要請のほか、災害協定を締結している関係行政機関等からの要請に基づき災害復旧対策活動を行う。

実施にあたっては、要請事項に充分に応えられるよう、会員団体及び傘下企業が連携し、各地域に展開する社会に貢献する力強い地場産業の役割を果たしている本協会の利点を最大限活用して、要請に対応する。

また、復旧工事に関わらない水害時の泥だし、資機材の調達、運搬業務、災害ごみ処理などを積極的に受入れる。

第6章 東海地震における地震防災強化計画

(地震防災強化計画)

第20条 大規模地震対策特別措置法第6条第1項に規定する「地震防災強化計画」の基本となるべき事項は次の各号のとおりとする。

- 一 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- 二 大規模な地震に係る防災訓練に関する事項
- 三 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

(大規模災害発生時の対応)

第21条 本協会は、東海地震により、広域にわたって著しい地震災害が発生した場合、第2章の大規模災害発生時における組織体制の定めに基づいて実施する。

(地震防災応急対策)

第22条 発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言

が発せられた場合において行う地震防災応急対策は、第4章の災害応急対策に準ずる。

(防災教育)

第23条 第3章第9条に準ずる。

(防災訓練)

第24条 第3章第10条に準ずる。

(災害協定)

第25条 第3章第11条に準ずる。

(連絡体制の整備)

第26条 第3章第12条に準ずる。

(備蓄)

第27条 第3章第13条に準ずる。

(広報活動)

第28条 第3章第14条に準ずる。

第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画

(南海トラフ地震防災対策推進計画)

第29条 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第1項に規定する「南海トラフ地震防災対策推進計画」の基本となるべき事項は次の各号のとおりとする。

- 一 関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- 二 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項
- 三 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- 四 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- 五 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

(大規模災害発生時の対応)

第30条 本協会は、南海トラフ地震（時間差発生等を含む）により、広域にわたって著しい地震災害が発生した場合、第2章の大規模災害発生時における組織体制の定めに準じて実施する。

(時間差発生等への対応)

第31条 時間差発生等への対応として、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生に備えて、第4章の災害応急対策の定めに準じて実施する。

(津波からの避難対策)

第32条 本協会は、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの適切な避難対策が遂行できるよう、会員団体を通じ傘下企業に対して、津波が来襲した場合の備えに万全を期すための避難場所、避難経路及び避難方法を常に確認するよう指導するとともに、次の各号について周知する。

- 一 津波警報が発令されたときは、ただちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること
- 二 津波警報が発令された場合、避難対象地域内の施工中の工事においては、原則として工事を中断するとともに、従業員及び作業員の安全確保を優先すること

(津波に関する情報伝達)

第33条 気象台等からの津波警報等に関する情報伝達の経路は、事務局長が第5条に規定する災害対策緊急本部の組織の本部長、副本部長、事務局の順に伝達し、伝達の方法は、電話、携帯電話により、迅速かつ的確に行う。

(従業員等の避難誘導)

第34条 本協会は、津波警報が発令された場合は、会員団体を通じ傘下企業に対して、適切な従業員等の避難誘導に万全を期すため、避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置の指導を行う。

(防災教育)

第35条 第3章第9条に準ずる。

(防災訓練)

第36条 第3章第10条に準ずる。

(災害協定)

第37条 第3章第11条に準ずる。

(連絡体制の整備)

第38条 第3章第12条に準ずる。

(備蓄)

第 39 条 第 3 章第 13 条に準ずる。

(広報活動)

第 40 条 第 3 章第 14 条に準ずる。

第 8 章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画)

第 41 条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 6 条第 1 項に規定する「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」の基本となるべき事項は次の各号のとおりとする。

- 一 関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- 二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項
- 三 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

(大規模災害発生時の対応)

第 42 条 本協会は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震により、広域にわたって著しい地震災害が発生した場合、第 2 章大規模災害発生時における組織体制に準ずる。

(防災教育)

第 43 条 第 3 章第 9 条に準ずる。

(防災訓練)

第 44 条 第 3 章第 10 条に準ずる。

(災害協定)

第 45 条 第 3 章第 11 条に準ずる。

(連絡体制の整備)

第 46 条 第 3 章第 12 条に準ずる。

(備蓄)

第 47 条 第 3 章第 13 条に準ずる。

(広報活動)

第48条 第3章第14条に準ずる。

附 則

第1条 本計画は、令和2年4月1日より施行する。

第2条 本計画に定めがないものについては、別に定めるものとする。